

大船渡市告示第 30 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 23 日

大船渡市長 瀧 上 清

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

大船渡市農林水産部農林課

3 権利の設定

本告示により、大船渡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。